

平成29年第8回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年8月22日(火) 午前10時52分から午前11時13分

2 開催場所 ニセコ町役場 第2会議室

3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について

第 5 報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況完了報告の受理について

第 6 報告第3号 農用地利用関係調整の結果について

第 7 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

第 8 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 福村 一広 農地係長 本間 富雄

6 会議の概要

会 長

皆さまご苦労様です。

秋の収穫に向けた作業にお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

農作業中の事故など起こさないよう気を付けていただきたいと思います。

スムーズに進行していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年、第8回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、1番 茶谷久登君、2番 大橋敏範君を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の福村局長、本間係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。平成29年第7回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。その内容は、別紙動静書のとおりであります。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」の件、
日程第5、報告第2号「農地転用許可後の工事進捗状況完了報告について」の件、
日程第6、報告第3号「農用地利用関係調整の結果について」の件の3件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第1号の朗読】

平成29年8月1日付け、町職員の人事異動に伴い任免をしております。

以上で報告第1号の朗読と説明を終わります。

事務局

【報告第2号の朗読】

本報告について、昨年8月に総会審議を行い、9月に許可を出した案件となっております。

図面および復旧後の写真については、6、7ページとなっております。

以上で報告第2号の朗読と説明を終わります。

【報告第3号の朗読】

先月の総会で調整委員を選任した案件です。

また、8月10日に農地利用調整委員会を行っております。

図面については、9ページとなっております。

以上で、報告第3号の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

発言がないようですので、報告第1号から報告第3号まで報告済とします。

日程第7、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

1番は、現在手狭である厨房スペースに建物を増築し、ケーキ製造機の増設と今までお客様と共同でも使っていたトイレについても従業員用トイレを設置するとともに事務室も増設し、規模拡大を行うとともに従業員の就業環境の改善を図るものです。

また、いままで従業員については既存のお客様駐車場を使っていたため、駐車場が手狭になっており従業員駐車場を新たにつくるための転用となっております。

駐車場については、側溝を設置し流水の処理を行うため隣接地の農地への影響

は少ないと考えており、10ha以上の集团的農地である1種農地であるものの、既存施設の増築を図るものであること、この農地を利用しなければ事業効率性が保たれなくなること、農畜産物の加工・販売施設であることからこの転用はやむ得ないものと考えております。

事務局

2番は、飼料置場及び農業用機械置場の転用申請です。

この農地は、倉庫や住宅、畜舎、道道に囲まれた小規模な農地である2種農地と考えています。今までも飼料置場として使用されており、畜舎を増築し増頭予定であることから今回の転用申請となりました。周りについては、3種農地はなく、原野などは、既に農業用倉庫や畜舎が建築されているため代替地はなく、飼料置場などの農業用施設用地での申請なので、転用はやむを得ないものと考えております。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第8、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

32ページをご覧ください。

本案については、所有権の移転が1件 5, 179㎡、利用権の設定が3件、330, 123㎡です。

事務局

1番は、農用地利用調整に伴う所有権移転登記です。

所有権移転日は、9月1日、対価の支払期限は9月30日となっており、金額や面積などについては、報告第3号で報告したとおりです。

図面については34ページに添付しておりますのでご覧ください。

2番は、〇〇さんから〇〇さんへの利用権の再設定で、期間1年間、10アールあたり5,000円で前回と同条件です。

3番、4番については、前回の総会で報告しました認定農業者である(株)〇〇〇〇に構成員である〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが所有している農地について、設立した法人へ賃貸借の設定を行うものです。

3番は、〇〇〇〇さんから(株)〇〇〇〇に賃貸借の設定を行うものであり、期間は10年間、面積は170,225㎡、10アールあたり7,000円です。

4番は、〇〇〇〇さんから(株)〇〇〇〇に賃貸借の設定を行うものであり、期間は10年間、面積は139,611㎡、10アールあたり8,000円です。

図面は37～40ページに添付しています。

受け手の方は、6月に新規で認定農業者になった新設の農地所有適格法人とニセコ町で積極的に農業を行っている認定農業者です。

以上の計画内容は41ページから44ページの調査書に記載のとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の朗読と説明をを終わります。

議長

これより議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

以上をもって、平成29年、第8回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。
どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年8月22日

議 長	荒 木 隆 志	㊟
署名委員 1番	茶 谷 久 登	㊟
署名委員 9番	大 橋 敏 範	㊟